
プロジェクト **IFRS 解釈指針委員会**項目 **【審議事項】IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」 経営者が定義した業績指標—一般とのコミュニケーション**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2026 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「経営者が定義した業績指標—一般とのコミュニケーション（IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』（以下『IFRS 第 18 号』という。）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及び暫定的なアジェンダ決定（案）の概要をご説明し、ASBJ 事務局の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、本資料中 AP の翻訳となっている箇所については、すべて ASBJ スタッフの仮訳である。

II. AP の概要

要望書の背景及び概要

2. 委員会は、IFRS 第 18 号を適用する際に、経営者が定義した業績指標（MPM）を識別する目的において、限られた株主又は潜在的な投資家グループに対して秘密保持を条件として提供される投資者向けプレゼンテーションが「一般とのコミュニケーション」に該当するかどうかに関する要望書の提出を受けた（AP3 第 1 項）。
3. IFRS 第 18 号第 117 項には、次のとおり MPM の定義が定められている（AP3 第 5 項）。

117. 経営者が定義した業績指標とは、収益及び費用の小計のうち以下に該当するものである（B113 項から B122 項参照）。

(a) 企業が財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用している。

（後略）

4. また、IFRS 第 18 号 B119 項は、次のように述べている（AP3 第 5 項）。

一般とのコミュニケーション

B119 ある小計が経営者が定義した業績指標の定義を満たすのは、企業が当該小計を財務諸表の外での一般とのコミュニケーションに使用する場合のみである。一般とのコミュニケーションには、経営者による説明、プレスリリース及び投資者向けプレゼンテーションが含まれる。経営者が定義した業績指標を定義する目的上、一般とのコミュニケーションからは、口頭でのコミュニケーション、口頭でのコミュニケーションの筆記録及びソーシャルメディア投稿は除外される。

(ASBJ 事務局により下線の強調追加)

5. 要望書では次の事実パターンが説明されている (AP3 第 7 項)。
- (1) ある非公開企業が、限られた株主又は潜在的な投資家グループに対して投資者向けプレゼンテーション (投資者向けピッチ資料を含む) (以下「投資者向けプレゼンテーション」という。) を作成し、共有している。
 - (2) 投資者向けプレゼンテーションは、秘密保持を義務付け、第三者への再配布を禁止する合意のもとで共有されている。
 - (3) 投資者向けプレゼンテーションは、オンラインで公表されておらず、プレスリリースへの掲載、アナリストへの配布又はより広範若しくは不特定多数の外部の利用者へのアクセスは提供されていない。
6. 要望書は、本資料第 3 項で示した IFRS 第 18 号第 117 項(a)の MPM の定義における「一般とのコミュニケーション」の意味に焦点を当て、MPM の定義を別途満たし得る業績指標を含む当該投資者向けプレゼンテーションが「一般とのコミュニケーション」に該当するかどうかを質問している (AP3 第 8 項)。
7. 要望書では、次の 2 つの見解が示されている (AP3 第 9 項)。
- (1) 見解 A：当該投資者向けプレゼンテーションは「一般とのコミュニケーション」に該当しない。

コミュニケーションが「一般」であるためには、不特定又は広範な外部利用者グループに対して配布されていなければならない。IFRS 第 18 号 B119 項における「投資者向けプレゼンテーション」の記述は、そのような形で配布され得るものの例示に過ぎない。

- (2) 見解 B：当該投資者向けプレゼンテーションは「一般とのコミュニケーション」に該当する。

IFRS 第 18 号 B119 項における「投資者向けプレゼンテーション」の記述は、すべての投資者向け資料が一般とのコミュニケーションであることを意味する。

IASB スタッフの分析

(デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(a)の評価)

8. IASB スタッフが利害関係者に送付する情報要請の目的は、要望書が IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）5.19 項(a)の規準（当該事項は広がりのある影響を有しているか）を満たしているかどうかを理解することにある。IASB スタッフは、次の点を検討するとしている。（AP3 第 12 項）
- (1) 要望書に記載された取引又は事実パターンは一般性がある、あるいは一般性がある
と見込まれるか。
 - (2) 要望書に記載された取引への IFRS 会計基準の適用において、影響を受ける者に重要性がある影響を与えているか又は影響を与えると見込まれる多様性若しくは予想される多様性があるかどうか。
9. IASB スタッフは、次の理由により情報要請を実施しなかったとしている（AP3 第 13 項）。
- (1) 大多数の企業が IFRS 第 18 号を適用過程にあるが、まだ適用していない。そのため、関係者は適用上の多様性についてコメントできない。
 - (2) 提出者によると、次のとおりとされている。
 - ① 業績指標は多くの法域において企業によって広く使用されており、要望書に記載された種類の投資者向け資料は非公開企業によって日常的に使用されている。
 - ② IFRS 第 18 号の導入プロジェクトに取り組む中で、要望書で提起された事項に関して要求事項が不明確であると結論付けている他の非公開企業の存在を認識している。
 - (3) 一部の関係者（会計事務所及び作成者を含む）との非公式な意見交換により(2)の指摘が裏付けられた。これらの関係者からは、提出者が提起した質問と類似の議論が行われていることが伝えられ、関係者が適用される要求事項について異なる理解をしていることが確認されている。

10. IASB スタッフは、収集された証拠から、次の理由で当該事項が広がりのある影響を有する可能性があることが示されているとしており、当該事項はハンドブック 5.19 項(a)の規準を満たすとしている（AP3 第 14 項及び第 15 項）。

(1) IFRS 会計基準を適用する非公開企業は一般的であると認識されている。要望書によると、そのような企業は、株主及び潜在的な投資家に対してしばしば機密性の高い投資者向け資料を配布する。

(2) 適用される要求事項の理解の相違により、IFRS 第 18 号が発効した後に要求事項の適用に多様性が生じる可能性がある。当該質問の結論は、それらの資料における業績指標が MPM であるか否かに影響し、したがって MPM に関する要求事項が適用されるか否かに影響する。

（デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(b)の評価）

適用される要求事項

11. 適用される要求事項について、本資料第 3 項及び第 4 項で示した IFRS 第 18 号第 117 項及び B119 項に加え、IFRS 第 18 号の結論の根拠 BC335 項及び BC342 項では次のとおり述べられている（AP3 第 16 項）。

BC335 一部の利害関係者は、「一般とのコミュニケーション」は定義されておらず、幅広く解釈される可能性があり、企業（並びに監査人及び規制当局）がすべての一般に伝えられた指標を識別することが煩雑となるという懸念を指摘した。しかし、IASBは、企業はどのように一般とのコミュニケーションを行うのか及び当該コミュニケーションに含める業績指標を能動的に決定すると考えた。企業は通常、市場に提供することが認められている情報の種類及び時期を制限している法律及び規制に準拠するため（例えば、そのような情報を異なる当事者に異なる時期に伝えることから生じる不公正な優位を防ぐため）、自らのコミュニケーションのモニタリング及びコントロールを行うためのシステム及びプロセスを整備している。

BC342 IASBは、非公開企業について具体的な要求事項を設けることも検討した。そうした企業は一般とのコミュニケーションを有している可能性が公開企業より低いからである。しかし、IASBは、要求事項の意図は、企業が公開なのか非公開なのかに関係なく、財務諸表の外で利用者に伝えられる指標に透明性及び規律を提供することであると結論を下した。企業が財務諸表の外で財務業績の指標を伝え

ていない場合には、追加の開示が要求される指標はない。この要求事項はIFRS会計基準を適用するすべての企業に適用されるため、非公開企業が「経営者が定義した業績指標」の定義を満たす小計を伝えている場合には、この要求事項の対象となる。

12. IASB スタッフは、前項で示した IFRS 第 18 号 BC342 項に示されているとおり、IFRS 第 18 号の要求事項は非公開企業にも公開企業と同様に適用されるとしており、非公開企業が MPM の定義を満たす小計を伝えている場合、当該企業は MPM の要求事項の適用を受けるとしている (AP3 第 17 項)。

IFRS 第 18 号 B119 項における「投資者向けプレゼンテーション」という用語の使用は、すべての投資者向けプレゼンテーションが一般とのコミュニケーションであることを意味するか

13. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 B119 項における「投資者向けプレゼンテーション」への言及は、事実及び状況に応じて一般とのコミュニケーションとなり得るコミュニケーションの例示として読まれるべきであり、すべての投資者向けプレゼンテーションが一般とのコミュニケーションであると読まれるべきではないとしている。IASB スタッフは、特に次のことに言及している。(AP3 第 18 項)

- (1) IFRS 会計基準は原則主義に基づいており、企業が IFRS 第 18 号を適用する際に検討する原則は、IFRS 第 18 号第 117 項(a)の MPM の定義、すなわち、特定の形式のコミュニケーションが一般とのコミュニケーションであるかどうかということである。IFRS 第 18 号 B119 項は、「一般とのコミュニケーション」に含まれるものと除かれるものを列挙した追加的な要求事項及び適用指針を提供し、企業がその評価を行う際の助けとなるものである。
- (2) IFRS 会計基準は、特定のコミュニケーションが投資者向けプレゼンテーションであるための要素を定義しておらず、説明もしていない。文書が「投資者向けプレゼンテーション」と表題付けされていても、IASB が「投資者向けプレゼンテーション」を構成すると想定した内容を含んでいない場合がある。逆に、「投資者向けプレゼンテーション」と表題付けされていない文書が、IASB が「投資者向けプレゼンテーション」を構成すると想定した内容を含んでいる場合もある。
- (3) 最終的に IFRS 第 18 号となった公開草案「全般的な表示及び開示」B79 項では、「投資者向けプレゼンテーション」は例示のリストとして含まれていた。IASB は公開草案の再審議において、これらの項目の位置付けを変更する決定を行わなかった。その

ため、このリストの記載が、公開草案の「例えば (for example…)」から「…を含む (include…)」という表現に変更されたことは、「投資者向けプレゼンテーション」と表題付けされたすべてのコミュニケーションが一般とのコミュニケーションであることを示すものではなかったと考えられる。

コミュニケーションが「一般とのコミュニケーション」であるかどうかをどのように判断するか

14. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号の開発にあたり、IASB は「一般とのコミュニケーション」という用語を定義することを検討したものの、定義しないことを決定したとしている。IFRS 第 18 号 BC335 項で示されているとおり、関係者は以前から定義が存在しないこの用語がどのように解釈されるかについて懸念を表明しており、IASB は、公開草案の再審議においてこれらの懸念を議論したとされている。(AP3 第 19 項前段)
15. IASB スタッフは、2021 年 11 月の IASB ボード会議における AP12B (以下、「2021 年 11 月 AP」という。) 第 14 項(b) (i)では、コミュニケーションが「一般 (public)」であるとみなされるためにすべての人がアクセス可能である必要があるかどうかについて疑問が生じたことが示されており、これは要望書で提起された質問と類似しているとしている (AP3 第 19 項後段)。
16. IASB スタッフは、2021 年 11 月 AP は、IASB が「一般とのコミュニケーション」を定義しないことを決定した際に考慮した次の 2 つの要因を示しているとしている (AP3 第 20 項)。
 - (1) 2021 年 11 月 AP 第 25 項は、「一般 (public)」又は「一般に (publicly)」という用語を使用している他の IFRS 会計基準書への意図しない影響のリスクを指摘している。例えば、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」第 21 項は、推定的義務の文脈で「公式文書 (public statement)」という用語に言及している。別の例として、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」第 4 項(a) (iv)における「公表用の (for public use)」という表現の使用が挙げられる。
 - (2) 2021 年 11 月 AP 第 18 項から第 24 項は、「一般とのコミュニケーション」として理解されるものを議論しているが、それらの項には「一般 (public)」の辞書的定義及び規制における類似の概念が示されている。2021 年 11 月 AP 第 19 項は、IASB スタッフが「一般」の一般的な解釈は範囲が広いと考えていたことが示されている。例えば、メリアム＝ウェブスター社の辞書による形容詞としての「public」の定義は、次のとおりとされている。

- ① 一般の目にさらされた (exposed to general view)、公開の (open)
- ② よく知られた (well-known)、著名な (prominent)
- ③ 知覚可能な (perceptible)、実質的な (material)

17. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号が「一般とのコミュニケーション」という用語を定義していないことを踏まえ、コミュニケーションの項目が一般とのコミュニケーションであるかどうかを評価する際には、企業は、判断を行使する必要があると考えている (AP3 第 21 項)。
18. また、IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 BC335 項で示されているモニタリング及びコントロールを行うためのシステム及びプロセスの検討に加え、「一般 (public)」という用語の一般的な理解及び他の IFRS 会計基準書における当該用語の使用を企業がどのように適用するかを検討することが、特定のコミュニケーションが一般とのコミュニケーションであるかどうかの評価に役立つと考えている (AP3 第 22 項)。
19. しかしながら、IASB スタッフは、IFRS 第 18 号が「一般とのコミュニケーション」という用語を定義していないことを踏まえると、この用語のさらなる分析又は説明は IFRS 第 18 号の要求事項を超えることとなるとしている (AP3 第 23 項)。

IASB スタッフの結論

20. IASB スタッフは、前項までの分析を踏まえ、次のとおり考えるとしている (AP3 第 24 項)。
- (1) IFRS 第 18 号 B119 項における「投資者向けプレゼンテーション」という用語の使用は、すべての投資者向けプレゼンテーションが一般とのコミュニケーションであると読むべきではない。
 - (2) 企業は、投資者向けプレゼンテーションなどの特定のコミュニケーションが一般とのコミュニケーションであるかどうかを評価する際に判断を行使する必要がある。IFRS 第 18 号は一般とのコミュニケーションを定義していないが、企業がその判断を行うための十分な根拠があると考えている。例えば、コミュニケーションのモニタリング及びコントロールを行うためのシステム及びプロセス (IFRS 第 18 号 BC335 項)、「一般 (public)」という用語の理解、及び他の IFRS 会計基準における当該用語の使用を企業がどのように適用するかが、当該評価に役立つ可能性があることに留意する。
21. ハンドブック 5.19 項(b)は、委員会が財務報告を改善するために、IFRS 会計基準の要求事項を追加又は変更することが必要であるかどうか、すなわち、IFRS 会計基準における

原則及び要求事項が、企業が要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していないかどうかを評価することを求めている（AP3 第 25 項）。

22. IASB スタッフは、本資料第 11 項から第 19 項に示された分析及び結論に基づき、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項が、限られた株主又は潜在的な投資家グループに対して秘密保持を条件として提供される投資者向けプレゼンテーションが、MPM を識別する目的において、一般とのコミュニケーションであるかどうかを評価するための十分な根拠を提供していると考えられている。したがって、IASB スタッフは、当該事項はハンドブック 5.19 項(b)の規準は満たしておらず、ハンドブック 5.22 項に従って、提出された質問に対処するための基準設定プロジェクトは不要と結論付けている。（AP3 第 26 項）
23. 本資料第 10 項及び前項の評価に基づき、IASB スタッフは、ハンドブック 8.2 項に従い、IFRS 第 18 号第 117 項を適用する際に、限られた株主又は潜在的な投資家グループに対して秘密保持を条件として提供される投資者向けプレゼンテーションが「一般とのコミュニケーション」に該当するかどうかを企業がどのように分析するかを説明するアジェンダ決定（案）を公表することを提案した（AP3 第 27 項）。

III. 2026 年 6 月の IFRS-IC 会議の概要

24. IASB スタッフの分析及び提案については、大多数の委員が賛成した。
25. 一方で、委員からは、今回の特定の事実パターンでは「一般とのコミュニケーション」に該当しないことが明らかであると考えられることから、実務の多様性を低減するためにもアジェンダ決定に今回の特定の事実パターンが「一般とのコミュニケーション」に該当するか否かの結論を記載すべきであるとの意見が聞かれた。
26. 前項の意見に対し、委員会は、アジェンダ決定の結論を提出された事実パターンに限定すること及び考慮した事実パターンのすべての要素を均等に参照する記載とすることを前提として、アジェンダ決定に今回の特定のパターンが「一般とのコミュニケーション」に該当しない旨の結論を記載することで合意した。
27. また、本資料第 24 項から前項までの意見の他に、アジェンダ決定（案）のドラフトについては、主に次のコメントがあったため、修正の検討を行うこととなった。
 - (1) IFRS 第 17 号「保険契約」等の他の IFRS 会計基準書では、「含む (include)」は通常義務的な意味で用いられていると考える。そのため、IFRS 第 18 号 B119 項の一般とのコミュニケーションに含まれる (include) とされるコミュニケーションの一覧が

例示の一覧であるという一文は削除すべきであると考え。ただし、IFRS 会計基準は「投資者向けプレゼンテーション (investor presentation)」という用語を定義していないため、資料の名称にかかわらず、対象となる資料が「一般とのコミュニケーション」に該当するかについては判断が必要となる点については同意する。

(2) 事実パターンにおける「限られたグループ (restricted group)」の説明として、要望書の内容（株主間契約で秘密保持が要求されており、すべての開示が指定された株主の限られたグループに限定されていること）を記載すべきである。

(3) 「一般とのコミュニケーション」に該当するか否かの判断に際し、IFRS 第 18 号 BC335 項の記載が有用であると考えられることから、アジェンダ決定の要求事項の適用のセクションで言及してはどうか。

28. 前項までに示された更新を行うことを前提として、アジェンダ決定（案）が公表されることとなった。

IV. アジェンダ決定（案）（仮訳）

29. AP の付録 A に掲載されている暫定的なアジェンダ決定（案）は次のとおりである。

経営者が定義した業績指標—一般とのコミュニケーション（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）

委員会は、経営者が定義した業績指標を識別する目的において、限られた株主又は潜在的な投資家グループに対して秘密保持を条件として提供される投資者向けプレゼンテーションが一般とのコミュニケーションに該当するかどうかについての要望書を受け取った。

事実パターン

要望書に記載された事実パターンは次のとおりである。

- a. ある非公開企業が、限られた株主又は潜在的な投資家グループに対して投資者向けプレゼンテーション（投資者向けピッチ資料を含む）を作成し、共有している。当該投資者向けプレゼンテーションには、経営者が定義した業績指標の定義を別途満たし得る業績指標が含まれている。
- b. 当該投資者向けプレゼンテーションは、秘密保持を義務付け、第三者への再配

布を禁止する合意のもとで共有されている。

- c. 当該投資者向けプレゼンテーションは、オンラインで公表されておらず、プレスリリースへの掲載、アナリストへの配布又はより広範若しくは不特定多数の外部の利用者へのアクセスは提供されていない。

IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項の適用

IFRS 第 18 号の第 117 項には、経営者が定義した業績指標の定義が定められている。定義の(a)部分は、経営者が定義した業績指標であるためには、収益及び費用の小計が「財務諸表外の一般とのコミュニケーション」において使用されなければならないと定められている。

コミュニケーションが一般とのコミュニケーションであるかどうかを評価する企業を支援するために、IFRS 第 18 号の B119 項は「一般とのコミュニケーション」に含まれるものと除かれるものを列挙している。委員会は、IFRS 第 18 号の B119 項において一般とのコミュニケーションに含まれるとされるコミュニケーションの一覧（投資者向けプレゼンテーションなど）は、一般とのコミュニケーションとなり得るコミュニケーションの例示の一覧であることに留意した。IFRS 第 18 号の第 B119 項における「投資者向けプレゼンテーション」への言及は、すべての投資者向けプレゼンテーションが一般とのコミュニケーションであるを読むべきではない。委員会は、企業が投資者向けプレゼンテーションなどの特定のコミュニケーションが一般とのコミュニケーションであるかどうかを評価する際に判断を行使する必要があることに留意した。

結論

委員会は、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項が、経営者が定義した業績指標を識別する目的において、限られた株主又は潜在的な投資家グループに対して秘密保持を条件として提供される投資者向けプレゼンテーションが一般とのコミュニケーションであるかどうかを企業が評価するための十分な根拠を提供していると結論を下した。したがって、委員会は要望書に対処するために基準設定プロジェクトは必要ではないことを [決定した]。

以 上